

控 訴 状

令和4年5月30日

名古屋高等裁判所民事部 御中

控訴人代理人弁護士 北 口 雅 章

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

控 訴 人 名 古 屋 市

上記代表者市長 河 村 た か し

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目6番4号

リバーパーク丸の内ビル10階

北口雅章法律事務所 (送達場所)

上記訴訟代理人弁護士 北 口 雅 章

電 話 (052) 950-2632

FAX (052) 950-2633

〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13-2

被 控 訴 人 あいちトリエンナーレ実行委員会

上記代表者会長 大 村 秀 章

負担金交付請求控訴事件

訴訟物の価額 3380万2000円

ちょう用印紙額 18万3000円

印紙貼付欄

上記当事者間の名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号・負担金交付請求事件について、令和4年5月25日に言い渡された判決は、全部不服であるから控訴を提起する。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 被告は、原告に対し、3380万2000円及びこれに対する令和元年10月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の本件訴えを却下し、又は請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書を提出する。

附 属 書 類

- 1 委任状 1通

以 上